

かりぎぬしみず 狩衣清水



元禄四年（一六九一）刊行の『作陽誌』に、「清冽にして飲むべく早にも殺えず霖には湧かず」とあり、日照りでも長雨の時でも、絶えず適量の清らかな水が湧き出していた泉ありと記されています。また、『久米郡誌』には、鎌倉時代末期に元弘の変で敗れた後醍醐天皇が隠岐に配流される途上にここで狩衣（貴族の衣装）を脱ぎ、休みをとったと記されています。

この湧水で咽喉の渇きを癒された天皇が、この水は「銀千貫に価するうまさ」と嘉せられたという、言い伝えがあります。近年まで、久米町宮部下にあったとされていましたが、現在の行政区画では町内の河本（351番地）に所在しているということです。

自然遺産としての価値を改め見直して、地域の宝として後世に残す事が出来れば、と、地元有志の方々によって「案内の碑」、「狩衣清水の碑」が建立され、周辺の整備など顕彰活動が行われています。お気軽にお立ち寄りください。



住民票に「方書」が表示されました

平成27年8月24日からアパート等集合住宅にお住まいの方にアパート名などの方書が記載されました。

アパート等にお住まいで住民票にまだ方書が入っていない世帯の方は、役場窓口にお申し出ください。

また、住民基本台帳カード（写真付）、在留カード、特別永住者証明書等をお持ちの方はカード裏面に記載しますので、窓口へご持参ください。

住所変更の手続きはお済みですか

氏名、住所、生年月日等の住民基本台帳の情報は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などの行政サービスの基本となる重要な情報です。

また、平成27年10月以降「個人番号通知カード」が住民登録のある住所に通知されることとなっています。

住民基本台帳の記録の正確性を確保することが必要ですので、引越などで住所を異動されたときには、速やかなお手続きをお願いします。

お問い合わせ先

鏡野町住民税務課

電話（0868）54-2685

